

石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 沖繩本島及び県内外から保育士有資格者を誘致・確保し、保育士不足を解消することを目的に、本市へ転居しやすい環境づくりとして、予算の範囲内において赴任に係る渡航費や転居費等を扶助（以下「渡航費等扶助」という。）するため、その支給に関してこの要綱に定める。

(渡航費等扶助の対象者)

第2条 渡航費等扶助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市外からの赴任者で平成27年度以降に石垣市立保育所若しくは幼稚園に勤務する保育士（非常勤職員含む）で、次に掲げるすべてに該当する者とする。

(1) 採用された日から起算して1年以上勤務する意思がある者

(2) 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、不正又は不誠実な行為により法令等に抵触するおそれがあるものであって、当該渡航費等扶助を受給することにより、市民の信頼を損ねると市長が判断した場合は、対象者としなない。

(渡航費等扶助の支給額)

第3条 渡航費等扶助の支給額は次のとおりとする。

(1) 県内からの場合 200,000円

(2) 県外からの場合 250,000円

(渡航費等扶助の申請)

第4条 渡航費等扶助の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石垣市臨時保育士名簿登録手続きをし、渡航費等扶助申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(渡航費等扶助の決定)

第5条 市長は、前条に規定する渡航費等扶助申請を受けたときは、その内容を審査し、渡航費等扶助の適否を決定し、渡航費等扶助支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(渡航費等扶助支給決定の請求)

第6条 前条の規定による渡航費等扶助の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、渡航費等扶助支給決定の通知後速やかに、渡航費等扶助支給請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による渡航費等扶助支給請求書が提出されたときは、速やかに第3条に規定する渡航費等扶助額を支給するものとする。

(決定の取り消し)

第7条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、渡航費等扶助支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ないと認め

るときは、その限りでない。

- (1) 受給者が、採用された日から起算して1年以内に退職したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により渡航費等扶助支給決定を受けたとき。

(渡航費等扶助の返還)

第8条 市長は、前条により渡航費等扶助支給決定を取り消したときは、既に支給した渡航費等扶助の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日より施行する。

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

石垣市長 様

（申請者）住所
氏名

㊞

渡航費等扶助申請書

石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業について、住民票と同意書を添えて申請します。

様式第3号（第6条関係）

渡航費等扶助支給請求書

請求額	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助費として

上記のとおり請求します。

なお、支払は下記の口座へお願いします。

平成 年 月 日

住所
氏名

石垣市長 様

口座振替依頼	
銀行名	
預金の種類	
口座番号	
名義人	

同意書

私こと、
内容について同意します。

は、渡航費等扶助の支給申請にあたり下記の

記

1. 石垣市保育士確保のための赴任に係る渡航費等扶助事業実施要綱第2条第1項第1号

以上

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ